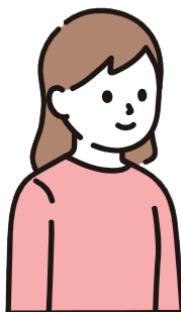


しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法



ひつよう
必要なのは
けんせつてきたいわ
建設的対話です



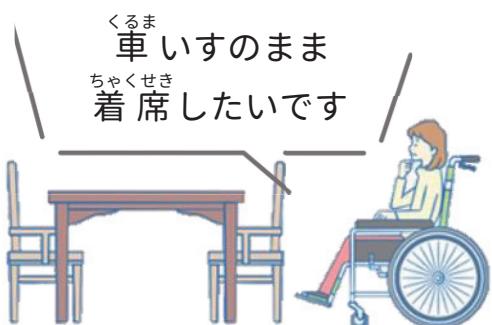
障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いを禁止し、
合理的配慮の提供を義務と定めています。

※令和6年4月1日より民間事業者でも合理的配慮の提供が義務化になりました。

しゃかいてき
社会的バリアへの
いしひょうじ
意思表示

けんせつてきたいわ
建設的対話

ごうりてきはいりょ ていきょう
合理的配慮の提供



しゃかいてき
社会的なバリアを取り
のぞ ひつよう たいおう
除くために必要な対応
について、事業者と障害
のある人との間で対話
ひと あいだ たいわ
を重ね、共に解決策を
とも かいけつさく
を検討する。



※社会的なバリア(障壁)とは
障害者自身の障害ではなく、障害者の活動や社会への参加を制限している社会的な環境や障壁のこと

NEW

かながわけんはつこう
神奈川県発行

「障がいのある方への差別解消に関する事例集」改訂版

ダウンロードはこちら

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/43971/kaiteijireisuu.pdf>



☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する
事例等を知りたい方はこちら

(内閣府)障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

ホームページ <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

※平成28年(2016年)障害者差別解消法施行 令和3年(2021年)障害者差別解消法改正



ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いとは

しょうがい りゅう ていきょう きょひ じょうけん
障害を理由にサービスの提供を拒否したり、条件をつけることです。

ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供とは

しょうがい ひと はいりょ もど いし つた
障害のある人から、配慮を求める意思を伝えられた時に、できるかぎりの範囲で対応することです。

たいおう むずか とき でき りゅう ていねい せつめい
※対応が難しい時は、出来ない理由を丁寧に説明してください。



ふとう さべつてきとりあつか
不当な差別的取扱いになりやすい、または
ごうりてきはいりょ ていきょう じやま ことば
合理的配慮の提供を邪魔する言葉があります。

ぜんれい 前例がない

ぜんれい うむ たいわ すす さい
前例の有無は、対話を進める際のきっかけや参考にはなっても、
はんだん こんきょ
「だから、できない」という判断の根拠にはなりません。

とくべつあつか 特別扱いは できない

しゃかいてきしょうへき じょきょ しょうがいしゃ せいかつ うえ せいけん
社会的障壁を除去することで、障害者が生活する上の制限を
ななくすことが目的であり、障害者を特別扱いするのではありません。

なに 何かあったら あぶ こま 危ない、困る

「もし」や「何か」という曖昧な想定は判断の根拠になりません。
かんが ていげん
どのようなリスクがあるのかを考え、そのリスクを低減するために
どうな対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

きそん 既存のルール きそく (規則)では

ふる ふとう さべつてきとりあつか げんいん しゃかいてきしょうへき
古いルールが不当な差別的取扱いの原因になっていたり、社会的障壁に
なっている場合があります。既存のルールが正しいという考え方ではなく、
ふてきせつ しせい も
不適切なルールかもしれないという姿勢を持ちましょう。



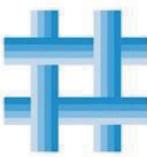
なっとう
納得のいかない扱いを受けた
どこかに相談したい
しょうがいとうじしゃ かた
障害当事者の方

きやくさま たいおう
お客様への対応は
どうするのが正しいのかな
みせ かいしゃ かた
お店や会社の方



しょうがい りゅう さべつ かいしょう ちいき りかい そくしん ふかけつ
障害を理由とする差別の解消においては、地域における理解の促進が不可欠であるため、
まずはお住まいの市町村の相談窓口にご相談ください。

しょうがいしゃ さべつかいしよう かん そだんまどぐち かくしちょうそん かいせつ
障害者差別解消に関する相談窓口を各市町村に開設しています。以下URLから確認できます
<https://www.kanafuku.jp/services/syogaifukushi/counter.html>



といあわ さき かながわけんしょう しゃさべつそだんまどぐち いたくさき こうえきしゃだんほうじん ふくし しんこうかい
問合せ先:神奈川県障がい者差別相談窓口(委託先 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会)

どにちしゅく のぞ
TEL:045-514-4772(土日祝を除く9:30~12:00/13:00~16:00) FAX:045-663-5080

メール:s-soudan@kanafuku.jp

※ 当窓口には指導等の権限はございません。ご承知おきください。